

Info File 06 ●問い合わせ
商工観光課
TEL0978-62-3131 (内線 174)

はかり(計量器)を取引又は証明にお使いの人へ

商品の出荷・販売、薬の調剤、健康診断、診療等に使用されているはかり(計量器)は、2年ごとに県知事が行う定期検査を受けなければなりません。
今まで検査を受けたことのないはかりをお持ちの場合や、はかりの取引・証明への使用を廃止された場合は、お手数ですが、市役所商工観光課までお知らせください。
今年度、杵築市では以下の日程で定期検査が実施されます。



詳細については、市役所商工観光課又は大分県産業科学技術センター計量検定担当(☎097-596-7102)までお問い合わせください。

◎特定計量器定期検査の日程表

| 月日 | 検査対象地区 | 検査時間 | 検査場所 |
|----------|--------------|-------------|------------|
| 9月10日(火) | (山香)上地区 | 10:00~11:00 | 上地区公民館 |
| | (山香)山浦地区 | 11:30~12:00 | 山浦地区公民館 |
| | (山香)立石、向野地区 | 14:00~15:00 | 立石地区公民館 |
| 9月11日(水) | (山香)中地区 | 10:00~12:00 | JA山香事業部選果場 |
| | (山香)東地区 | 13:30~15:00 | 東山香地区公民館 |
| 9月12日(木) | 大田全地区 | 10:00~12:00 | 市役所大田庁舎 |
| | (杵築)八坂、北杵築地区 | 13:30~15:00 | 八坂地区公民館 |
| 9月13日(金) | (杵築)奈狩江地区 | 10:00~12:00 | 奈狩江地区公民館 |
| | (杵築)東地区 | 13:30~15:00 | 東地区公民館 |
| 9月17日(火) | (杵築)杵築、大内地区 | 10:00~12:00 | 勤労者体育館 |
| | | 13:00~15:00 | |

Info File 07 ●問い合わせ
市長政策課
TEL0978-62-3131

平成25年住宅・土地統計調査にご協力ください

総務省統計局(大分県・杵築市)では、10月1日現在で住宅・土地統計調査を実施します。
この調査は、住生活に関する最も基本的で重要な調査で、全国約350万世帯の方々を対象とした大規模な調査です。
統計調査員が調査世帯へ調査票の記入をお願いに伺った際には、調査票へのご記入、またはインターネットでの回答をお願いします。
なお、調査票に記入していただいた内容を統計以外の目的に使用することは法律で固く禁じられていますので、安心してご協力をお願いします。

※統計調査を装った『かたり調査』にはご注意ください。

★商工会お買い物券★

を販売します!

9月8日(日) 午前9時~
※売切れの場合はご了承下さい

販売開始!

【販売価格】
1冊1万円(500円券×22枚=1万1千円分)
※1世帯10冊限り ※杵築市在住者対象

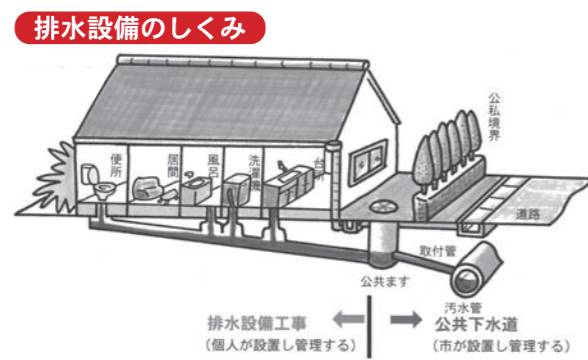
【販売所】 (杵築地区)杵築市商工会本所
(山香地区)杵築市商工会山香支所
(大田地区)大田ストアー

【使用期間】
平成25年9月8日(日)~平成26年2月28日(金)
「お買い物券セール」の幟のお店でご使用できます

※販売開始から1週間以内は、お客様のお住まいの地区(杵築・山香・大田)でご購入ください。
販売開始から1週間後、各地区に残数があれば杵築市商工会本所で再販売致します。

9月10日は 下水道の日

下水道は、トイレの水洗化・生活環境の改善・浸水被害を防ぐ等皆様の生活を支える大切なものです。処理区域内の皆様には早期の接続をよろしく願います。



▼処理区域内とは

公共下水道事業・特定環境公共下水道事業・農業集落排水施設が使用できる区域のことです。
なお、以下の地域にも未整備地域や区域外がございます。

④ 工事の完了検査
工事が完了すると市、依頼者、指定工事業者の立会いにより検査をします。
⑤ 検査済証の交付
市の完了検査に合格すると依頼者に検査済証を交付します。
⑥ 下水道使用開始
検査に合格し使用開始届を市へ提出してから使用できるようになります。使用料は水道料金の納付書に記載されていますので、水道料金とあわせて毎月納付することになります。

▼排水設備工事の手順
下水道に接続するには次のような流れとなります。
① 指定工事業者を決めて申込み
排水設備工事は市指定業者でない限り施工できません。※杵築市では、現在97社の指定業者が登録しています。業者名のお問い合わせは下水道管理係へ。
② 排水設備工事確認申請書の提出
依頼者は、指定工事業者を決めて排水設備等計画確認申請書を市へ提出します。指定工事業者の設計、見積を十分検討し、内容をよく確認してください。
③ 工事の着手
指定工事業者は許可を受けた後に工事に着手します。

▼下水道の無断使用は
ありませんか?
一般家庭や事業所で下水道工事を行うときは、利用者は市に排水設備工事確認申請をすることが義務付けられています。
業者が申請を怠るなど、無断使用になっている場合があります。心当たりのある人は早急に上下水道課までご相談ください。なお、このような工事を行った指定工事店については、指定停止等の措置が取られる場合があります。

野外焼却(野焼き)は禁止です

家庭から出たごみ、会社から出たごみなどごみの種類にかかわらず、野外での焼却は法律で禁止されています。

野外焼却は、ダイオキシン汚染をはじめとする大気汚染の原因になります。

ごみを処分する場合は、一般家庭であればごみ集積場へ出す・会社であれば業者へ委託するなどして、野外焼却は絶対にやめましょう。なお、法律に違反して野外焼却をした場合は「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれの併科」に処せられます。

例外的に認められている焼却行為

- ・廃棄物処理法の処理基準に従って焼却炉等で廃棄物を焼却する場合
- ・どんと焼き等社会習慣上やむをえないもの
- ・あぜ草や稲わらの焼却、漁網に付着した海産物、農業林業及び漁業を営むためにやむをえない焼却
- ・国や地方公共団体が施設管理を行うために必要な河川や道路の刈草等の焼却

- ・災害の予防、応急処置又は、復旧のための廃棄物の焼却
- ・たき火、キャンプファイヤー等を行う際の木くず等の焼却
- ※例外でも必要最小限にとどめ、煙や臭い等周辺の住居等の状況(環境)に十分配慮して行ってください。また、プラスチックやビニール、発泡スチロール等を混ぜて燃やさないで下さい。これらの焼却についても改善命令や行政指導を行う場合があります。

【問い合わせ】生活環境課(☎0978-62-3131)